

## 草津市立学校における通話録音装置の設置および運用に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、草津市立の小学校および中学校（以下「学校」という。）における教職員の通話対応の向上を図るとともに、教職員の利益の保護に十分配慮しつつ、業務の公正かつ適正な執行および能率的な公務の遂行を実現するために、学校に設置する通話録音装置の設置および運用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 通話録音装置 電話機での通話内容を録音し、通話日時、通話時間および電話番号について記録する機器をいう。
- (2) 通話録音データ 通話録音装置により録音された通話内容および記録された通話日時、通話時間、電話番号をいう。

### (管理責任者等の設置)

第3条 通話録音装置の適正な管理および運用を図るため、通話録音装置管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、学校長をもってこれに充てる。

- 2 管理責任者は、通話録音装置の操作を行う通話録音装置操作取扱者（以下「操作取扱者」という。）を置くものとする。

### (使用目的の公表)

第4条 教育委員会は、市のホームページに通話録音装置の使用目的について公表するものとする。

### (法令遵守)

第5条 管理責任者および操作取扱者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令を遵守しなければならない。

- 2 管理責任者は、通話録音データの漏えいの防止その他安全管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 管理責任者および操作取扱者は、通話録音装置の運用により職務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(通話録音データの保存および廃棄)

第6条 通話録音データの保存期間は、録音された日から記録容量の範囲で自動更新されるまでとする。ただし、法令に基づくとき、犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があったときその他管理責任者が必要と認めたときは、相当期間延長することができる。

2 通話録音データは、録音したときの状態で保存し、加工してはならない。

3 通話録音データは、複製してはならない。ただし、法令に基づくとき、犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があったときその他管理責任者が必要と認めたときは、この限りではない。

(通話録音データの再生等)

第7条 通話録音データ（前条第3号ただし書きにより複製した通話録音データを含む。）の再生を希望する者は、事前に管理責任者の許可を得るものとする。また、第5条第1項および第3項の規定は、通話録音データ（前条第3号ただし書きにより複製した通話録音データを含む。）の再生を行った者について準用する。

2 通話録音データの再生を行った場合は、その日時、目的、申請者、通話録音データの範囲等を記録簿（別記様式）に記録し、1年間保管するものとする。ただし、犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があった照会については、この限りではない。

(通話録音データの提供等)

第8条 通話録音データ（第6条第3号ただし書きにより複製した通話録音データを含む。）は、個人情報の保護に関する法律第69条第2項各号のいずれかに該当すると認める場合を除き、外部に提供してはならない。

2 第5条第1項および第3項の規定は、通話録音データ（第6条第3号ただし書きにより複製した通話録音データを含む。）の提供を受けた者について準用する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、通話録音装置の設置および運用に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年7月23日から施行する。